

指宿市地域おこし協力隊員募集要項

地域説明

指宿市は、薩摩半島の最南端、鹿児島湾口に位置する人口 37,801 人（令和 6 年 3 月 1 日現在）、面積 148.81 平方キロメートルの花と緑に溢れた食と健幸のまちです。

東は鹿児島湾を隔てて大隅半島と対峙し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市と隣接しています。南は東シナ海に臨み、明媚な風光を誇っています。中央部には九州一の大きさを誇る池田湖、南西部には標高 924 メートルの薩摩富士の別名で呼ばれる秀峰開聞岳、南部には南国ムード漂う長崎鼻、東部には潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景百選に認定された知林ヶ島を有しています。

市の全域を霧島火山脈が縦断しており、世界に類を見ない「天然砂むし温泉」をはじめ、豊富に湧出する温泉に恵まれています。

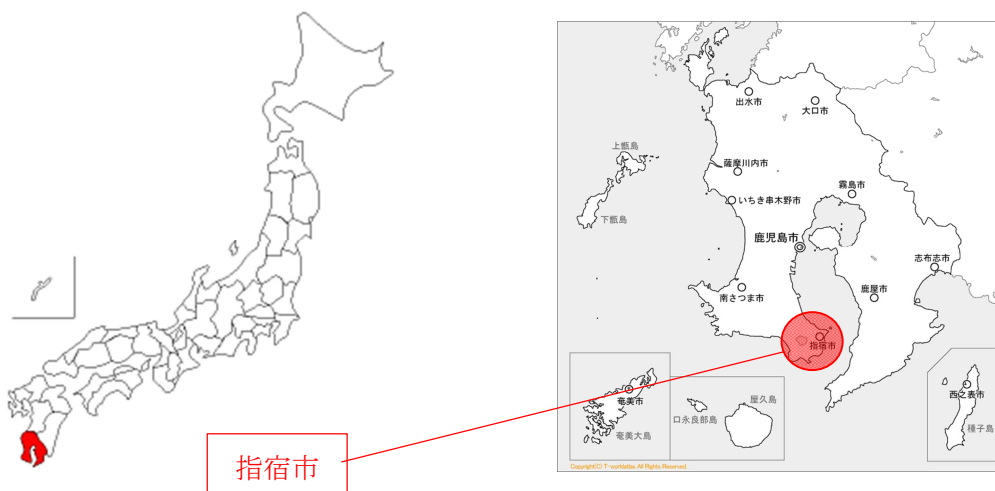
また、1日に10万トンも湧き出る清水に代表され、豊かな水環境を有し、回転式そうめん流し器発祥の地である「唐船峡そうめん流し」の周辺地域は、国土交通省の水の郷百選に認定されています。

さらに、市内には国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や水迫遺跡に代表される歴史的にも貴重な発見のあった遺跡が多くあり、歴史のまちとしても知られています。

年間平均気温は、暖流の影響で約 19 度と高く、温暖で亜熱帯的な気候のため、市内にはソテツが自生し、幸せを呼ぶ熱帯蝶のツマベニチョウが乱舞する北限の地とも言われています。

産業は観光、農業及び水産業が主体であり、観光は霧島錦江湾国立公園に指定されている自然景観や世界に類を見ない砂むし温泉をはじめとする観光施設を生かした特色ある観光地づくりを進めています。

農業は温暖な気候や豊かな台地、池田湖からの広域にわたるかんがい用水を生かし、オクラやさつまいも、豆類、花木などの質の高い農産物が生産されています。また、天然の良港である山川漁港などにおいては水産業及び水産加工業が栄えるなど、南の食料供給基地として発展してきています。



任用関係	指宿市会計年度任用職員
業務概要	<p>～うなぎの里再生プロジェクト～</p> <p>当地区は鰻池の北東側に建つ家庭的な温泉宿と、昔から続く共同浴場等から成っており、歴史は古く、明治維新で活躍した“西郷どん”こと西郷隆盛も湯治で訪れたことで知られ、近年になると『男はつらいよ 第34作 寅次郎真実一路』のロケ地にもなりました。</p> <p>この温泉地を歩くと、あちこちから白い湯けむりが噴出し、レトロ感溢れる湯治場の雰囲気心癒される温泉郷となっています。</p> <p>鰻温泉の泉質は、単純硫黄泉。無色透明、肌当たりが柔らかい湯が特徴であるせもやアトピー性皮膚炎などの皮膚病に効果が高いとされ、多くの方が利用しています。</p> <p>皮膚病の他にも神経痛や病後回復などへの効果も期待できます。</p> <p>源泉温度は88度と高いため加水し温度の調整がされている温泉もあります。</p> <p>そんな鰻地区では、深い歴史が今でも語り継がれ、指宿市が指定する文化財や、恒例行事などがありますが、かつて西郷隆盛が湯治に訪れたことで、観光客が多い時期もありましたが、交通の便が不便であることなどから観光客も減少しています。</p> <p>このようなことから、人口維持に向けた地域全体での持続可能な集落づくりに取り組むために、必要な知識、スキル、情熱を持った意欲ある人材を募集します。</p> <p>■活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鰻地区での環境保全活動支援 ・持続可能な集落づくりに向けたイベント等の企画立案及び運営 ・地区の資源（自然環境）を活かした田舎暮らしの支援 <p>■ミッション（目安）</p> <p>1年（最長：3年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鰻地区振興活動の支援（通年随時） ・鰻地区における地域課題解決のための対話の場づくり（4回程度／年） ・地区資源等活用イベントの開催（2回程度／年） ・地区の魅力をSNS等で発信（随時） <p>■求める能力（下記のうちいずれか2つ以上）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地区住民や多様な外部人材と良好な関係が構築できる「コミュニケーション力」 ②地区資源を活用したイベントの企画・運営することができる「マーケティング力」 ③地区資源に新たな付加価値を与える「創造力」 ④地区住民の健康増進に向けた「知識」「経験」「技能」

募集対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年10月1日時点で年齢が20歳以上の方 (2) 三大都市圏、政令指定都市、都市地域、又はそれ以外の条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域に在住の方で、採用後、指宿市内の活動地域周辺に住所を移し、住民票を異動させて生活できる方 (3) 過疎地域の支援活動に意欲があり、活動地域の特性や風習を尊重し、活動地域の住民と積極的にコミュニケーションを図り協働できる方 (4) 普通自動車運転免許証を有している方 (5) パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等での文書作成、SNSやインターネットを活用した地域情報発信等）ができる方 (6) 居住地域になじみ、心身ともに健康で、明るく社交的で、居住地域住民と協力しながら地域活動に取り組める方（居住地の自治会に加入していただきます。） (7) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方 (8) 活動終了後、起業・就業し、定住する意欲のある方
募集人数	1名
勤務地	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務所：指宿市役所山川支所地域振興課総務係 (2) 担当地域：指宿市山川成川鰻地区
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 勤務日：週5日 (2) 勤務時間：月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までのうち（7時間勤務） <p style="margin-left: 40px;">※ ただし、必要に応じて1日の勤務時間の割り振りを変更する場合や勤務日を週休日（祝日）と振り替えて活動を行うことがあります。</p>
任用形態 任用期間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 任用形態：指宿市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として指宿市長が任命します。 (2) 初年度任用期間（予定）：令和6年10月1日から令和7年3月31日まで <li style="margin-left: 40px;">※ 次年度以降は最長3年間（令和9年9月30日）の任用を検討します。 (3) 身分：任用後は地方公務員法が適用されます。
給与・賃金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬：170,100円 (2) 手当等：指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、その他指宿市会計年度任用職員の関係規定に基づいて支給します。
待遇 福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会保険（健康保険・厚生年金）・労働保険（雇用保険・労災保険）に加入します。※自己負担があります。 (2) 住居は市が借り上げたものを無償貸与します。 (3) 協力活動に使用する自動車は、市公用車を他の職員と共用することとし、燃料費は市が全額負担します。 (4) 勤務場所で協力活動に使用するパソコンおよびプリンター等は市が用意

	<p>したものを無償貸与します。</p> <p>(5) 活動に関する経費（実費）は必要に応じ支給します。</p> <p>(6) 休日は、土・日曜日、祝日、年末年始です。（その他有給休暇があります。）</p> <p>※ 休暇は、指宿市地域おこし協力隊員設置要綱に準じます。</p> <p>※ 活動内容に応じ、調整する場合があります。その際は振替対応となります。</p>
応募方法	<p>(1) 令和6年4月1日（月）から令和6年6月14日（金）まで</p> <p>※ 6月14日（金）必着。</p> <p>(2) 応募書類：別記様式の「指宿市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項をご記入のうえご応募ください。</p> <p>※ 提出された書類は返却しません。</p>
選考手順	<p>(1) 第1次選考（書類選考）</p> <p>書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。</p> <p>(2) 2次選考（面接）</p> <p>第1次選考合格者を対象に2次選考（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の際に別途連絡いたします。</p> <p>なお、2次選考のために必要な交通費や宿泊費等の経費は個人負担となります。</p> <p>(3) 最終選考結果の通知</p> <p>最終選考結果については、文書で通知します。</p> <p>※ 住民票の異動は任命日「令和6年10月1日」以降に行ってください。それ以前に住所を異動すると応募対象者でなくなり、任用を取り消すことがあります。</p>
参 考 U R L	<p>指宿市公式ホームページ</p> <p>https://www.city.ibusuki.lg.jp/</p>
お問合わせ ・ 応募書類 提出先	<p>〒891-0504</p> <p>鹿児島県指宿市山川新生町35番地</p> <p>鹿児島県 指宿市役所 山川支所地域振興課 担当：井上</p> <p>電 話 0993-34-1111（内線113）</p> <p>FAX 0993-35-2982</p> <p>メール y-chiiki@city.ibusuki.jp</p>